

審査支払機関におけるシステムの現状

1 支払基金と国保連における電子レセプトの処理システム

社会保険診療報酬支払基金

国民健康保険団体連合会

記録条件仕様・マスター(傷病名、修飾語、診療行為、医薬品、特定器材、コメント、歯式、歯科診療行為、調剤行為)

受付・事務点検
(傷病名コードの記入漏れ、保険者番号誤り、固定点数誤りなど)

資格チェック

資格得喪
情報

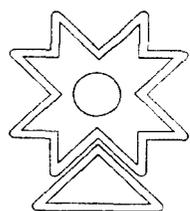
市町村

審査処理システム

審査処理システム

審査結果帳票作成システム(増減点連絡書・返戻内訳書など)

2 システム関係資料



レセプト電算処理システムの開発及び運用における 支払基金と47国保連合会との関係

平成22年10月26日
社会保険診療報酬支払基金

レセプト電算処理システムの開発及び運用における 支払基金と47国保連合会との関係

- 「レセプト電算処理システム」は、電子レセプトについて、医療機関による提出、審査支払機関による審査及び保険者による受取りを一貫して実施するためのシステム。
- 昭和58年、厚生省が「レセプト処理システムの基本構想」を示して以来、支払基金においては、厚生省の要請を受けて、レセプト電算処理システムの開発及び運用を主導。
 - ① 「記録条件仕様」(=レセプトのデータを電子的に記録するための条件を定めた仕様)
 - ・ 昭和58～59年に作成。診療報酬改定時に更新。
 - ・ 当初より、厚生労働省に提供。

② 「標準仕様」(=医療機関が審査支払機関に対して電子レセプトを提出するに当たって点検すべき事項を定めた仕様)

- ・ 平成3年に診療所に係るものを、平成4年に病院に係るものを作成。診療報酬改定時に更新。
- ・ 当初より、厚生労働省に提供。

③ 「基本マスター」(=傷病名、診療行為、医薬品、特定保険医療材料等のコード、名称等に関するデータベース)

- ・ 昭和58～59年に構築。毎月、更新。
- ・ 当初より毎月、厚生労働省に提供。平成3年11月以降毎月、国保中央会に提供。

④ 「医療機関マスター」(=医療機関の名称、コード、施設基準、標榜科等に関するデータベース)

- ・ 昭和63年に構築。毎月、更新。
- ・ 平成3年11月以降毎月、国保中央会に提供。

⑤ 審査支払機関の業務処理のためのプログラム

i 電子媒体請求の受付のためのプログラム

- ・ 昭和59年に開発。診療報酬改定時等に更新。
- ・ 平成3年以降、国保中央会に提供。

ii オンライン請求の受付のためのプログラム

- ・ 平成19年に開発。診療報酬改定時等に更新。
- ・ 当初より、国保中央会に提供。
- ・ なお、認証局(=電子証明書を発行するシステムセンター)については、平成19年に国保中央会と共同で設置。

iii 基本マスターを活用したコンピュータチェックのためのプログラム

- ・ 昭和63年に開発。診療報酬改定時等に更新。
- ・ 平成3年以降、国保中央会に提供。

iv 保険者に提供されるレセプト及び医療機関に提供される帳票(増減点連絡書等)を編集するためのプログラム

- ・ 昭和63年に作成。診療報酬改定時等に更新。
- ・ 平成3年以降、国保中央会に提供。

- なお、支払基金においては、レセプト電算処理システムの開発（仕様検討、進捗管理、プログラム検証等）及び運用を実施するために必要な組織体制を整備。平成22年度には、本部に3課を設置して28名を配置。
- また、レセプト電算処理システム（画面審査システムを除く。）の開発等に係る外部委託経費については、支払基金と国保中央会とがレセプト件数に応じて按分して負担。

【参考】 平成22年診療報酬改定に際してのレセプト電算処理システム（画面審査システムを除く。）の開発等に係る外部委託経費（概算）（単位：百万円）

	支払基金負担分	国保中央会負担分	計
プログラム開発	114.5	134.5	249.0
基本マスター更新	23.7	27.8	51.5
計	138.2	162.3	300.5

（注）平成22年度には、支払基金と国保中央会との間での按分の比率は、46:54である。

職員の審査事務及び審査委員の審査 のためのシステムの取扱い

○ 支払基金においては、

- ① 平成12年、画面による職員の審査事務のためのシステムを開発。
- ② 平成14年、画面による審査委員の審査のためのシステムを開発。
- ③ 平成19年、「点検条件の設定」(=診療報酬の算定内容の適否に関する基準を個々に登録すること)によるコンピュータチェックを導入。
- ④ 平成22年、
 - ・ 医薬品の適応、用量及び禁忌
 - ・ 処置、手術及び検査の適応等に関する「チェックマスター」(=診療報酬の算定内容の適否に関する基準を収載したデータベース)を活用したコンピュータチェックを導入。

⑤ 平成23年4月より、突合審査及び縦覧審査を実施する予定。
これらに係る職員の審査事務及び審査委員の審査を円滑に
実施するため、ワイド画面を活用した画面審査システムに
移行する予定。

⑥ 平成23年度には、

- ・ 電子点数表を活用したコンピュータチェック
- ・ 特定保険医療材料の適応及び用量に関するチェックマスターを
活用したコンピュータチェック

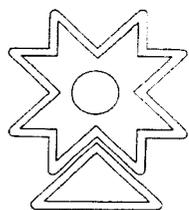
を導入する予定。

- なお、平成14～15年頃、支払基金より、国保中央会に対し、画面審査システムの提供を打診。
- しかしながら、国保中央会においては、平成17年以降、独自の画面審査システムを開発。
- この点については、審査支払機関の業務の中核である職員の審査事務及び審査委員の審査のためのシステムが支払基金と国保中央会との間での公正な競争のための重要な基盤となること等にかんがみると、合理的。

ワイド画面を活用した画面審査システム

次に掲げる理由に基づき、画面審査システムを更新するに当たっては、24インチ以上のワイド画面を採用する予定。

- ① 近時、ディスプレイの主流を占めるため、調達が容易であること。
- ② 複数のレセプトを同一の画面で表示することが可能であるため、見やすいこと。
- ③ 高点数のレセプトに添付される日計表(=投薬、注射、処置及び手術の区分ごとに各薬剤の日々の使用量を記載した資料)をスクロールなしで一覽的に表示することが可能であるため、操作が容易であること。
- ④ 設置に必要な面積が少ないこと。
- ⑤ 電源が一つであるため、消費電力が少ないこと。



医療事務電算システムの機器更新

平成22年10月26日
社会保険診療報酬支払基金

医療事務電算システムの機器更新をめぐる経緯

- 「医療事務電算システム」は、レセプト電算処理システムに「請求・支払計算システム」（＝保険者に対する請求額及び医療機関に対する支払額を計算するシステム）等を統合したシステム。
- 平成10年度、国庫補助事業として医療事務電算システムを開発。これにより、平成11年4月、全国の医療機関による電子媒体請求を受け付ける体制を整備。
- 平成17年度、医療事務電算システムの機器更新を実施。これは、
 - ① レセプト電算処理システムの普及状況に対応したサーバ等の処理能力の確保
 - ② 支部単位で設置されたサーバによる分散処理方式からセンターに設置されたサーバによる集中処理方式への移行
 - ③ 情報セキュリティーの確保を目的とするもの。

医療事務電算システムの機器更新に関する基本的な考え方

- コンピュータシステムについては、安定的な稼働を確保するとともに、ITの進歩に的確に対応した最適化及び効率化を図るため、5～7年を目安として機器更新を実施することが一般的。
- 平成24年度中を目途に、次に掲げる基本的な考え方に基づき、医療事務電算システムの機器更新を実施する予定。
 - ① 機器の老朽化に伴うトラブルの回避
 - ・ 現行の医療事務電算システムの開発及び運用に係るアウトソーシングサービスに関する契約の期間は、平成17年10月～平成24年9月の7年。
 - ・ 当該期間中、機器の老朽化が進行。加えて、当該期間が満了すると、ハードウェアの保守部品の供給やソフトウェアの保守サービスの提供が打ち切られる可能性。
 - ・ これを踏まえ、機器の老朽化に伴うトラブルを回避するため、最新の機器を導入。

② システムの処理性能の向上及び拡張性の確保

- ・ コンピュータチェックの充実等に現行の機器で対応しようとする、処理性能及び拡張性との関係で限界に達する見込み。
- ・ これを踏まえ、システムの処理性能を向上させるため、サーバ及びクライアントを更新。
- ・ また、システムの拡張性を確保するため、改修が繰り返されたプログラムを再構成。

③ システム障害の発生に際してのトラブルの回避

- ・ 災害等に伴うシステム障害の発生に際しても、迅速な復旧を通じた事業の継続を可能とすることが必要。
- ・ これを踏まえ、システム障害の発生に際してのトラブルを回避するため、機器を二重化するとともに、重要なデータを分散的に保管。

医療事務電算システムの機器更新に係る経費の縮減

- 医療事務電算システムの機器更新に際しては、経費の縮減に取り組むことが重要。

 - このため、
 - ① ハードウェアの設置及び保守
 - ② ソフトウェアの開発及び保守
 - ③ 運用管理サービス
(=コンピュータシステムの操作、監視等の技術支援を実施するサービス)
 - ④ センターホスティングサービス
(=コンピュータの設置場所を提供するサービス)
- 等を分離した上で、それぞれコストを最小化するために適切な方法を選択して調達を実施する方針。

医療事務電算システムの機器更新に係るおおむねのスケジュール

- 平成22年度中を目途に、機器更新に関する基本計画を策定する予定。
- これに基づき、機器更新に向けた実作業を段階的に進める予定。
- 平成24年度中を目途に、機器更新を完了する予定。